

藤沢市準用河川占用料徴収条例の一部改正について  
 藤沢市準用河川占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

藤沢市準用河川占用料徴収条例（平成11年藤沢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第4条第1項中「15日」を「30日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用区分	占用料
橋りょう、こう門、水門、せきその他これらに類するもの及び道路に出入りするための通路	藤沢市水路に関する条例（昭和36年藤沢市条例第29号）別表の規定を準用する。
上記に定める以外のもの	藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号）別表の規定を準用する。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に、河川法（昭和39年法律第167号）の規定により土地の占用の許可を受け、かつ、当該許可に係る期間のうち施行の日以後の期間に係る占用料を納付している者の当該納付している期間に係る占用料については、改正後の藤沢市準用河川占用料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市道路占用料徴収条例及び藤沢市水路に関する条例において定められている占用料が改定されることを受け、準用河川の占用に係る占用料について、これらの条例に準ずる等のため、所要の改正をする必要による。